

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】平成23年9月22日(2011.9.22)

【公開番号】特開2010-81432(P2010-81432A)
 【公開日】平成22年4月8日(2010.4.8)
 【年通号数】公開・登録公報2010-014
 【出願番号】特願2008-249142(P2008-249142)
 【国際特許分類】

H 0 4 L 12/58 (2006.01)

G 0 6 F 13/00 (2006.01)

H 0 4 M 11/00 (2006.01)

【 F I 】

H 0 4 L 12/58 1 0 0 F

G 0 6 F 13/00 6 2 5

H 0 4 M 11/00 3 0 2

G 0 6 F 13/00 6 1 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月4日(2011.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネットワークを介して伝送される電子メールを中継する電子メール中継装置であって、前記電子メールの添付ファイルをパスワードで施錠する施錠手段と、前記電子メールの送信元に、前記電子メールの送信先への送信可否の問合せを通知して、前記電子メールの送信元から、前記問合せに対する応答を取得する問合せ手段と、前記問合せに対する応答が前記電子メールの送信先への送信許可を示している場合に、前記施錠手段によって前記添付ファイルが施錠された前記電子メールを中継する中継手段と、

メールアドレス毎にパスワードを記憶する第一の記憶手段と、を有し、

前記施錠手段は、

前記電子メールの送信先アドレスに対応付けられて前記第一の記憶手段に記憶されているパスワードを用いて、前記電子メールの添付ファイルを施錠する

ことを特徴とする電子メール中継装置。

【請求項2】

請求項1に記載の電子メール中継装置であって、

パスワードを生成する生成手段と、

前記生成手段により新たに生成されたパスワードを用いて、前記電子メールの添付ファイルが施錠された場合に、前記電子メールの送信先に当該パスワードを通知する通知手段と、をさらに有し、

前記施錠手段は、

前記電子メールの送信先アドレスが前記第一の記憶手段に記憶されていない場合に、前記生成手段によって新たに生成されたパスワードを用いて、前記電子メールの添付ファイルを施錠する

ことを特徴とする電子メール中継装置。

【請求項3】

ネットワークを介して伝送される電子メールを中継する電子メール中継装置であって、前記電子メールの添付ファイルをパスワードで施錠する施錠手段と、前記施錠手段によって前記添付ファイルが施錠された前記電子メールを中継する中継手段と、

メールアドレス毎にパスワードを記憶する第一の記憶手段と、パスワードを生成する生成手段と、

前記生成手段によって生成されたパスワードを、有効期限とともに、当該パスワードによって添付ファイルが施錠された前記電子メールの送信先アドレスに対応付けて記憶する第二の記憶手段と、を有し、

前記施錠手段は、

前記電子メールの送信先アドレスが前記第一の記憶手段に記憶されている場合に、

前記電子メールの送信先アドレスに対応付けられて前記第一の記憶手段に記憶されているパスワードを用いて、前記電子メールの添付ファイルを施錠し、

前記電子メールの送信先アドレスが前記第一の記憶手段に記憶されていない場合に、

前記送信先アドレスが前記第二の記憶手段に記憶されており、且つ前記送信先アドレスに対応付けられて前記第二の記憶手段に記憶されている有効期限を徒過していないならば、前記送信先アドレスに対応付けられて前記第二の記憶手段に記憶されているパスワードを用いて、前記電子メールの添付ファイルを施錠し、

前記送信先アドレスが前記第二の記憶手段に記憶されておらず、あるいは前記送信先アドレスが前記第二の記憶手段に記憶されているが、前記送信先アドレスに対応付けられて前記第二の記憶手段に記憶されている有効期限を徒過しているならば、前記生成手段によって新たに生成されたパスワードを用いて、前記電子メールの添付ファイルを施錠することを特徴とする電子メール中継装置。